

TAX INFORMATION

税のたより

個人事業税第一期分の納税をお忘れなく

第一期分の納期限は8月31日(月)です。8月中旬に県から納税通知書をお送りしますのでお近くの県税事務所、金融機関やコンビニエンスストア(納付金額が30万円以下のもの、コンビニでの取り扱い期限内のものに限る)等で納めてください。

なお、Pay-easy(ペイジー)に対応しているインターネットバンキングまたはATMを利用して納付することもできますので、ぜひご利用ください。

※領収証書が発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口で納付してください。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。



税理士による無料税務相談

開催日

8月12日(水)

時間

午後2時～4時
(一人30分以内)

場所

役場1階相談室

担当

東海税理士会津島支部所属の税理士

内容

相続、贈与、確定申告(消費税含む)などに関する税務相談全般

申込方法

税務課へ電話でご予約ください。

その他

- ・プライバシーは守られます。
- ・申告書等の税務書類の作成は行いません。

予約・問い合わせ先

役場 税務課
内線175・176

税務署からのお知らせ

納税者の皆さんからの電話による国税に関するご質問・ご相談は国税局「電話相談センター」で受け付けています。そのため、税務署の代表電話の受付は自動音声案内となっています。

具体的な操作方法については、音声案内に従っていただきますようお願いいたします。

また、個別的な照会に対する税務署での面接相談は、十分な時間をもって適切な対応ができるよう、「事前予約制」としてまいりますので、あらかじめご了承願います。

なお、税金の納付相談で税務署へお越しいただく際には、事前の予約は必要ありません。

※予約の際には、ご住所、お名前およびご相談内容等をお伺いします。

問い合わせ先

津島税務署
☎0567(26)2161
(自動音声案内)

身体障害者等に対する自動車税等の減免制度が変わります

身体障害者手帳等をお持ちの方が所有する自動車については、これまで自動車税・自動車取得税を全額減免してきましたが、減免制度の趣旨や税負担の公平性の観点から、次のとおり減免額の上限額を設定し、上限額を超える場合には上限額との差額分を納付していただきます。

減免額の上限額

- ・自動車税
年税額45000円
- ・自動車取得税
取得価額300万円に相当する税額

実施時期

平成22年4月

問い合わせ先

最寄りの県税事務所または
県総務部税務課
☎(954)6052
①<http://www.pref.aichi.jp/>
zeimu/